

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民商常務理事 西尾栄一

浅田和茂教授（刑事訴訟法）の意見書を

裁判所が採用

10月27日広島高裁岡山支部で禰屋裁判の第1回控訴審がありました。控訴審の最大のポイントは弁護団が求める証人や証拠を裁判所が採用し、事実調べが行われるかどうかにあります。この点では、証人採用は実現しませんでした。第一審判決の要を成す「鑑定書とは何か」を説明する立命館大学の浅田和茂教授（刑事訴訟法）の意見書については裁判長が検察側を説得して採用しました。法廷では「よし」という声や小さな拍手が起きました。証人採用を求める要請ハガキは全国から5000通寄せられたそうです。吹田からも50名を超える皆さんから協力いただきました。署名も3万を超えていました。ようやく少しだけ、私たちの声が裁判所を動かしました。控訴審はこれで結審し、来年1月12日に判決が言い渡されることになりました。

禰屋裁判の第一審判決は、①申告納税制度を憲法上の権利と認めない、②査察官報告書を鑑定書扱いにする③検察側の言い分は採用するが、弁護側の言い分はほとんど採用しないなど、「有罪ありき」の訴訟指揮が随所で見られました。それでも、禰屋さんと弁護団、それを身近で支える皆さんは粘り強く控訴審の準備をされてこられました。この日の弁論は、その努力の結実ともいえるもので、分かり易く、説得力のあるもので、一審判決の問題点をすべてあぶり出し、それをことごとく詳細に反撃して論破しました。裁判官は、日本の司法を暗黒にしないためにも、一審判決のあまりにも偏った判決を覆し、無罪判決、若しくは、少なくとも一審に差し戻す判断をしてほしいと思えました。

査察官報告書は、公平性も、専門性も、

体裁もなく、信用できない

弁護団の陳述では、まず、則武弁護士が査察官報告書は「鑑定書」と認められないと主張しました。その根拠として、①木嶋査察官は告発者であり鑑定人としての公平を欠いている②木嶋査察官は6年間の査察官の経験があるだけで論文も書いておらず専門家とはいえない③査察官報告書は単なる報告書であり鑑定書としての体裁を有していない④一審判決が認めているように幾つかの誤記があり信用性に欠ける⑤孫引き、ひ孫引きともいえる多重伝聞（再伝聞、再々伝聞）がある、の5点をあげました。特に多重伝聞については、査察官報告書のどの部分を誰が何を見て作成したのか、それを誰がどこで活用し、最終的に木嶋氏がまとめたところまで遡って説明されていました。国税局の作業には議事録もメモも存在せず、作成過程で木嶋氏がいつ、だれに、何を指示したのかも分かりません。説明作業は大変であったと思います。禰屋さんと弁護団の執念を感じる弁論でした。

建設の申告は脱税ではなく、会計処理の誤り

次に谷弁護士がI建設の法人税法違反は成立しないことを立証しました。まず一審判決の問題点として、①争いがあるにもかかわらず、争いが無いとしていること ②有罪方向のみ取り上げ、無罪方向については全く検討していないこと ③30時間に及ぶ禰屋さんの証言を全く採用していないこと ④査察官報告書を丸呑みしていること、の4点を挙げました。その上で、ほ脱（脱税）の根拠となった①売上計上基準 ②架空経費の計上 ③期末棚卸計上の実際を説明しました。この作業は、大阪からこの事件の支援に駆けつけている山室税理士（元国税局職員）が何度も何度も岡山に向き、弁護士の先生方や禰屋さんと話し合いながら、I建設のF夫人の会計処理の実際を幾つものパターンを繰り返しながら明らかにしたそうです。谷弁護士は「ほぼ真実に近いのではないかと語っていました。そして、F夫人の会計処理の間違いはあっても故意はないと断定しました。ここでも禰屋さんと山室税理士、弁護団の執念を感じました。

脱税ほう助罪は成り立たず

可罰的違法性なく公訴権の乱用

3番目は千田弁護士が、禰屋さんのほう助罪は成立しないこと、可罰的違法性はなく公訴権の乱用であることを立証しました。ほう助罪について一審判決は禰屋さんが会計処理に参与していたことのみを問題にしています。千田弁護士は過去の判例から ①秘匿行為の関与 ②日常業務との係り ③利益配分のあり方を指摘し、禰屋さんにはどれにも当てはまらないことを明らかにしました。そして、一審判決の問題点として夫婦間の共謀事実や禰屋さんへの依頼状況を明らかにできていないことや二重計上問題には全く触れていないことを指摘して裁判所が有罪方向しか検討していないと批判しました。公訴権の乱用についても、「たまり」がないことや加重算税が課されていない可能性が高いことを指摘。禰屋さんの無罪を求めました。

（裏面に続く）



お買い物は地元市場商店街で。商工業者の繁栄は市民とともに!